



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（千葉県習志野市）

はじめに

平成 26 年 1 月 20 日に、我が国は「障害者の権利に関する条約」、すなわち障害者権利条約を批准しました。条約の批准に至るまでに、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定など、国内法の整備が次々と行われ、障がい児・者に関する法制度はめまぐるしく変化しました。



全ての制度の根底には、障がいのある方の人権尊重、自律と共生社会の構築があります。

「地域の中で暮らす」。この当たり前のことが実現できなかった歴史の中には、障がいを理由に、分離や排除、制限が当然のように行われていたことと深い関係があります。

障がいのある人が地域の中で安心して暮らすためには、福祉制度の枠の中だけの生活ではなく、地域の中でたくさんの人と時間を共有し、つながりや絆を深めることで培われるのではないのでしょうか。

習志野市では、成長、発達に不安や心配を抱えた子どもと保護者に対して、総合的な相談、指導を行い、地域の中で子どもの健やかな成長を支えるため、平成 24 年 4 月に「ひまわり発達相談センター」を開設しました。ひまわり発達相談センターでは乳幼児期から 18 歳までのライフサイクルに応じた相談支援を行なって、地域の中で健やかに育つことができるソーシャルインクルージョン（社会的包摂または社会的包容）の実現をめざしています。

このひまわり発達相談センターの取組みが、「発達障害者支援開発事業（発達障害者等支援都市システム事業）」に選定され、他の市町村においても実践できるようにマニュアル化して、全国に向けて発信できることは、大変光栄なことと受けとめております。

発達支援を推進する本市の取組みを「絆とやさしさでつながる発達支援『習志野方式』（以下、「習志野方式）」と称しますが、この最大の特徴は、地域住民の方、関係者の方、障がいのある子どもを育てておられる保護者の方、学識経験者、そして発達支援に携わる市の職員等が、発達支援の問題を地域の課題として真摯に受けとめ、習志野市のめざす発達支援の姿を真剣に語りあっていることにあります。

習志野市では、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」にむけて、平成 26 年度より新しい習志野市長期計画（基本構想・基本計画）がスタートします。

地域社会の崩壊と言われて久しい状況にありますが、「習志野方式」は地域の中のあたたかい絆とつながりの中で、障がいのある子どもも、そうでない子どもも、ともに育まれることができるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。

本市のマニュアル「習志野方式」を拝読され、是非とも貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月 14 日

習志野市長

宮本 泰介